京都さつき法律事務所報 第29号 2017(平成29)年1月1日発行

発 行 人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番 1 延寿堂第二ビル 2 階 TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/編集責任者 山下信子

2017新年号

2017年がみなさまにとって良い年になりますように。 今年もよろしくお願いします。





2017年正月 京都さつき法律事務所一同

「遺志」表示の方法

弁護士 本條裕子

遺言の作り方

相続に関連するご相談として 非常に多いのが、「遺言を作り たいんですけど、どこで、どう やって作ったらいいですか?」 という内容です。

当事務所ホームページのコラムにも掲載しておりますが、遺言はご自身でも作成することができます。これを「自筆証書遺言」と言います。

自筆証書遺言は、民法が定める遺言の方式の中で最も簡便で、遺言書の作成自体を秘密にしておくことができるというメリットがあります。「なんだ、

自分で作れるのか。」と思われ るかもしれませんが、注意すべ きはその「形式」と「内容」です。

自筆証書遺言の形式

まず、「形式」についてですが、 自筆証書遺言は、法律で要件が 定まっていますので、これを充 たしていなければ内容の如何に かかわらず遺言は無効になって しまいます。要件は、①全文、 日付及び氏名をすべて自書し て、②捺印することです。すべ て「自書」することが要件とさ れるのは、筆跡によって本人が 書いたものかどうかが判定で き、遺言が真意に基づくもので



あることが保証されるからであると言われています。ですので、パソコンで作成した文書の最後だけ署名・捺印したりしてもダメなので、ご注意ください。また、誤記の場合の訂正方法も厳密な要件があるので、書き間違えたときは全て書き直すのが無

難です。

自筆証書遺言の内容

次に、「内容」です。自筆証書遺言の場合にしばしば起こることですが、遺言の意味内容が不明確なことがあります。遺言の内容が確定できないときは、その遺言は無効となってしまいますので、これも要注意です。

また、無効にまではならなくとも、遺言の内容の解釈について争いになる場合があります。たとえば、「本件不動産をAに遺贈する。Aの死亡後は、Bらが本件不動産を分割取得する。」という遺言の内容が争われたケースがありました。これに遺贈する内容で、後の記載は単に遺する内容で、後の記載は単に遺する内容で、後の記載は単に遺する内容で、後の記載は単に遺する内容で、後の記載は単に遺する内容で、後の記載は単に遺する人にも変更ながあるという解釈、②本件不動産の所有権をBらに移転するという解釈、③Aには本件不動産の処分

を禁じて使用を認めたにすぎず、Bらに対してAの死亡を不確定期限とする遺贈をしたという解釈、など複数の解釈の余地があるとして、遺言の内容の審理し直しを命じています(最高裁昭和58年3月18日判決)。この判例の事案では、遺言者が亡くなってから最高裁の判決に至るまで、実に6年以上の歳月をかけて裁判で争われています。遺言者ご本人からすれば想定外の争いが残ってしまったケースではないでしょうか。

自筆証書遺言と公正証書遺言

このように、自分で書けると 言っても、自筆証書遺言にも形 式や内容の面で問題を生じるこ とがあります。また、これとは 別のデメリットとして、遺言書 自体を紛失したり、毀損したり するおそれがある点、偽造され たり、変造されたりする危険性 がないとは言えないという点も あります。

こうした心配を無くしたい場合には、公証人役場で公正証書遺言を作成するという方法もあります。これは、証人2人以上の立会いのもとで、公証人に遺言者の遺言内容を筆記してもらい、作成する遺言です。作成には費用がかかってしまいますが、方式不備や内容不明確となる危険性は減りますし、公証人役場でも遺言書を保管してもらえますので、紛失や改変のおそれはなくなります。

どう遺すか

色々と述べましたが、遺言は、 自分の生涯をかけて築き、守っ てきた大切な財産を有効・有意 義に活用してもらうための意思 表示です。「どう遺すか」につい

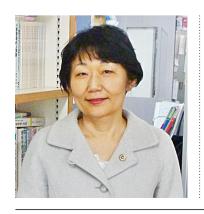
て、一度検討 されてみては いかがでしょ うか。



【さつき読書館】ちくま新書 黒川伊保子著

「キレる女 懲りない男 男と女の脳科学」

弁護士 山下信子



熟年の離婚事件に携わっていると、長年連れ添った夫婦が離婚するまでに辿るひとつのパタンに気づく。累積した夫の所業に対する不満を、熟年になってから爆発させる妻と、妻の変化に対処しない夫とが、けんかもしない数年間を経て離婚するパタンである。

この点について、先日、医者

で学者で熟年の男性と話していて、熟年女性の夫に対する爆発の要因はオキシトシンの分泌の低下にある、と教えてもらった(オキシトシンは陣痛促進剤にも使われる女性ホルモンですね)。もっと知りたいと思って本書を見つけ、おもしろくて一晩で読んだ。丸善の手書きポップは、「女子が結婚する前に彼

に読んでもらいたい本、第1位」 であった。

著者は、人工知能エンジニアであり、商品開発のコンサルやネーミング分析もする会社員であり、男女脳の違いを研究して25年になる脳科学者である。リケジョ(理系女)で、家事育児を担いながら働き続けてきたのだから、夫や男性上司との間で、いろいろ軋轢があったにちがいない(と私は勝手に推測する)。

そんな著者が、50年齢になって、「生殖ホルモンがもたらす『男女問題の私情』から解放されたのを自覚」し、「男女の脳のありようがスケルトンのメカのように冴え冴えと見えて」きた時点で、研究人生をまるごと込めて書いたのが本書である。

著者は、「脳をシンプルに『装 置』と認め、『脳の性差』を教 とれば楽になる」。。 をえば、自分の辛い気持ちを とえば、自分の辛い気持ちに で表してもいと言って夫に で表してもないと言っな察 ははついていとない。それない であるといてない。 とれば、傷つくこともないりう。 とれば、各生が送れるというと がなん生が送れるといりがなれば、 と特徴にどう扱いので れぞれをまとめた、「取扱説ので れぞれをまとめた、「本書なので ある。

その内容は思いあたるところ 満載であった。いくつか概引用 する。

- ・女性の約半数は男子に見えな い色が見える。
- ・男女の脳はホルモンだけでな く、形状からして違ってい

- て、女性脳は、右脳と左脳の連携が良いが、男性は悪い。
- ・男性脳は、向こうから接近してくるものは見逃さないが、 目の前のものは探せない。
- ・恋に落ちる男女は、生物多様 性の論理にのっとって、感性 が正反対つまり「この世で最 も心が通いにくい相手」を選 んで発情する。
- ・女性脳は、今現在の夫の無神 経な発言を引き金に、過去の すべての無神経な発言を一気 に想起するが、感性のキーで 引き出した記憶は、臨場感 たっぷりに解凍されるので、 何十年前の夫の失言にも、今 まさに起こったことのように 生々しく腹が立つ。
- ・男性脳は、目の前の些細な変化に疎く、察しも悪い。他方、そのおかげで脳の局所をフル回転させてマニアックな機能性を発揮し、大きな仕事もする。
- ・脳は、自分にない機能を認知することさえできない。
- ・脳科学的に夫婦は、「同じも のを見て、同じように感じ、 共感と敬愛でしみじみとこと ばを交わす」ようにはできて いない。
- ・「違うからこそ、愛しい」と思 う大人の教養で、夫婦関係は 深めなければならない。

もちろん、取扱い説明書を読まなくても、「弱い夫、できない夫、ある部分だけが卓越している夫、失敗を誤魔化す夫etc.etc」を、軽々上手に扱って、結婚を継続している良妻賢母たちはいる。

しかし、不器用な妻、夫でも、

本書を読めば、相手を受け入れ、 結婚を継続することが容易にな るだろう。

「後天的に手に入れた能力は 記号化しやすい」、「人生の後半 は苦手を克服して手に入れた才 覚によって輝く」との著者の指 摘は、不器用だけど努力しよう と思う夫や妻を励ましてくれる だろう。

しかし。。要はそれにも時期がある。夫が妻の変化に気づかずあるいは気づいても高をくくって、努力すべき時期を失してしまえば、妻の夫に対する憎しみは後戻りできない程度にまで凝固してしまう。弁護士に依頼される時点では、そうなってしまっていることが多い。

他方、夫が真摯に妻に向き 合っていても、妻側から「非真 正DV」というべき主張が提出 されて驚くこともある。

しかし。。人生は離婚後も続いてゆくし、離婚後の依頼者の様子を十年二十年スパンで見せてもらっていると、その豊かな展開に感動する。

ところで、本書は、夫婦関係の問題だけに終わらない。「年齢脳の取扱い説明書」の章もあって、各年代ごとに、年齢による脳の特性を解説している。「三十代の脳は選ぶのに迷い、選んだ後も惑って苦しい」、「四十代の脳は成功事例をなぞっていく十年間なので生きることが楽になる」、「五十代の脳は本質

を知る脳」になる(こうして見ると、孔子は脳科学的にも正し



いのですね)。

そして、脳は、ヒトの最期のときにも、「神経系の緊張を緩和するホルモンを出して」、「死の恐怖感や痛みから解放」して

くれるのだという。

本書を読めば、年を取ること や、最期のときを迎えることが、 怖くなくなるかもしれない)。

支払督促にご用心 ~債権と消滅時効~

弁護士 本條裕子

最近、時効期間を過ぎて消滅 している貸金について、請求書 が送られてきたり、支払督促が 申し立てられたりする事案が見 受けられます。

借りたお金は本来返さねばなりませんが、一定期間返済の請求をされなかった場合、「貸したお金を返してくれ」と請求あります。返してくれと請求する権利が消滅することがあ権利が消滅しますので、これによってお金を借りた方は返金になくても済む状態が生まれましなくても済む状態が生まれます。これを「消滅時効」の成立と言います。

ところが、この消滅時効が成立した場合でも、その後に借りた方が「お金を返す」と認めてしまったり、裁判所からの通知が届いても消滅時効を主張したりした場合には、引きないければいけならきお金を払わなければいけならきお金を払わなければいけるこうには、お金を借りた方が減時効を主張する権利を放棄したとみなされてしまうからです。

このように、一旦は時効により消滅した権利でも、お金を借りた方の対応によっては、引き

続き請求できる権利になります。 こうした効果を狙って、随分前 に借りて返さなくなった貸金に ついて、突然督促が送られてき たり、裁判所に督促を申し立て たりされるケースがあるのです。 こうした通知が来たことにより、 慌てて分割弁済の申し出をして しまったり、または、逆に前の ことだからもう関係ないだろう と放っておいたりすると、消滅 時効が成立していた場合でもお 金を返さないといけない状態に 戻ったり、事案によっては非常 に高額の利息や遅延損害金が加 算されて多額の返済義務を負っ てしまう場合があります。特に 支払督促の場合は、通知を放っ ておくと、いつの間にか預金や 給料まで差し押さえられてしま うおそれもありますので、要注 意です。

請求書や裁判所からの通知が 届いても、慌てず、放っておか ず、まずは早めにご相談くださ い。



河原町通二条の交差点を西へ入り、 少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

御池通

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪 三条駅から歩いても10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の 駐車場は設けておりませんので、付近 の駐車場をご利用ください。

編集後記

山下が独立開業を行ってきて から、年に2回欠かさずお届け してまいりましたさつきニュー スですが、今回で29号です。私 は6号の発送作業から携わって おりますが、29号まで本当に あっという間のことでした。月 日の流れの早さを痛感すると共 に、こうやってさつきニュース を通して、皆さまと繋がってい ることを有り難く思います。こ れからも、皆さまに当事務所の 弁護士達を身近に感じて頂けた らいいな、と思います。次号は なんと! 30号となります。特 別号をお届けするかもしれませ ん(予定は未定です。)

年末年始は12月29日から 1 月4日まで事務所を休ませてい ただきます。新年は2017年(平 成29)年1月5日より開始いた します。当事務所一同、皆さま のお役に立てますように、より 一層頑張りたいと思っておりま す。2017年もよろしくお願い致 します。(菅)